

第9回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会

議 事 録

日 時：平成18年3月27日（月）

午後1時30分～3時15分

場 所：県庁西棟8階「大会議室」

次 第

1 . 開 会

2 . あ い さ つ

3 . 議 事

(1) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る
追良瀬川流域の保全地域 (案)

(2) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る
追良瀬川流域の保全計画 (案)

4 . 閉 会

第9回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会議事録

日時：平成18年3月27日（月）午後1時30分～3時15分

場所：青森県庁西棟8階 大会議室

（県の議題説明等については省略します。）

議 事

佐々木議長 それでは、さっそく議事に入りたいと思います。今日の議題は2つです。

「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に係る追良瀬川流域の保全地域。同じくこの条例に係る追良瀬川流域の保全計画（案）です。

今日で2回目ですけれども、今日、この追良瀬川流域の保全地域（案）、保全計画（案）については決めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは事務局の方から、前回の1回目の時に出た委員からの意見、その対応を中心に説明して頂きます。では、事務局の方、宜しくお願いします。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 に係る追良瀬川流域の保全地域（案）

事務局（奈良岡総括主幹） 事務局の奈良岡です。宜しくお願いします。

前回11月の第8回審議会でのご意見を踏まえまして、再検討のところを中心にご説明申し上げます。全体図がついている資料-1の保全地域（案）の3ページになりますけれども、この図に基づいてと言うほどではないんですが、全体図がありますので、ここを開いて下さるようお願いいたします。

それでは保全地域（案）について、上流部分、世界自然遺産の地域の部分、それから中下流のところ、松原地区周辺のところですね、の検討についてが1点。

もう一つは、中下流域の支川といいますか、沢の部分を含めるか否かというところ、そういうのが主なる点でございましたので、順番に説明致します。

上流部についてです。位置図で見ますと、北が上になっていまして、海の方が上になっていますので、上流部はちょうど一番下側、下のところになります。地図には白神山地世界自然遺産地域と文字が打っていますが、

上流部の白神山地世界自然遺産地域の編入については、世界自然遺産の目的と当条例の相互の優れた自然環境と保全対象というのは同じであると考えますけれども、指定後の保全の考え方で施策上の違いがあります。

世界自然遺産では、人手を全く加えずに、自然に委ねることを基本としています。それに対してこの当条例は、保全活動など県民の生活と結びつく、また、農林水産業の生産活動が関わるなど、人との関わり合いがある地域を対象と考えています。よっ

て、自然災害があった場合の復旧、無断開発等の人為的な破壊があった場合、その保全と言うことで、元々の姿を目指した修復、再生など、人為的な行為を行なうこととしています。

また、条例の保全地域については、保全計画に基づき諸施策を展開し、その管理を行なっていく必要があることから、実施が困難とならない、巡視が危険な場所にならないなど、適切な範囲とする必要があります。一方で、世界自然遺産地域では、その保全が既設の各種保全制度、これは自然環境保全法とか、森林生態系保護地域、文化財保護法、並びにその管理計画により厳しく規制管理が実施されています。

一つには、人との関わり具合の有無ですね。それから管理する適切な範囲。それから遺産地域が各種法律で厳しく管理されていること。これらのことから、当条例による保全地域指定を遺産地域と重複して施策を行なうことは適当でないと考えられることから、保全地域（案）の対象外とします。

これが、前回色々話になった遺産地域の部分、一番奥の部分、流域の一番奥の部分を保全地域に含める、含めないというのの検討です。

それから続きまして、中流・下流部についてです。

まず、図面で説明しますと、おおよそ、ちょっと同じ色ですけども、やや、若干線が入っている部分、拡大したものだともっとはつきりするんですが、真ん中にありますところにくっついた部分ですね。これにはオサナメ沢という字が入っていませんけれども、ここの部分の話です。

松原集落下流部に位置するオサナメ沢では、地元の追良瀬内水面漁協でサクラマスが遡上する最初の大きな沢であることから、10年くらい前から、魚類資源保護のため禁漁区とし、サクラマスの産卵床の整備を行っています。さらにここは、水源涵養保安林に指定され、水土保持の役割を担う森林となっています。以上のことから、この沢を含めて、周辺の森林約600ヘクタールを保全地域（案）に追加することとします。

また、下流部の民有林、図のオサナメ沢の周辺の森林のやや左側、松原集落周辺のところですが、ここは国有林と隣接して、連続的、一体的に取り込めないこと。民有林がですね、国有林と連続的、一体的に取り込めないこと。また、スギ、カラマツ等の人工林が大半を占めて、木材生産を重視した資源の循環利用林となっていることから、保全地域の基本的考え方である優れた状態のまま次世代に伝える地域に合致しないので、前回の説明と同じなんですけど、保全地域の対象外とします。

但し、保全計画においては、保全地域以外の地域であっても、流域の視点から、育成途上の人工林については森林の多面的機能の発揮を図るため、保育及び間伐等の森林整備に努める旨を明記することとします。

次にオサナメ沢北側の松原地区の薪炭共用林についてですが、国有林と松原地区薪炭共用組合との契約で、薪炭林の採取のため伐採を目的とする森林であるため、保全地域の基本的考え方である優れた状態のまま次世代に伝える地域に合致しません。さらに松原地区の組合員の大半が高齢者となって、現在、地域住民による薪炭林の共

同作業が出来なくなっています。専門の伐採業者に委託している状況です。また、NPO法人や森林環境教育の拠点や、地域住民による里山整備保全の活動は見あたりません。

以上を総合的に検討した結果、薪炭共用林については保全地域の対象外とします。

前回の時に加えますと、森林の部分が前回の分で約6500平方メートル、国有林ですけれども、これにオサナメ沢周辺の地域を600ヘクタール取り込みまして、合計約7000ヘクタールになります。

それから河川の方ですが、河川・海岸は前と変わりがないんですが、栃木沢との合流点、図で真ん中に赤く示してありますけれども、から河口までの区域、これが約23キロメートルです。

海岸部分ですけれども、これは長さで2.1キロメートル。クロマツの海岸防災林、約14ヘクタールの分でございます。

河川と海岸は変更がありません。森林の分が約600ヘクタール追加となりました。以上でございます。

事務局（鶴賀主幹） それでは、事務局の鶴賀でございます。

続きまして、お手許に配布してございます資料-1、保全地域（案）修正版、及び、資料-2保全計画（案）修正版についてご説明したいと思っております。

まずはじめに、保全地域（案）修正版についてご説明致します。

資料-1をお開き下さい。資料-1の1ページをご覧ください。お手許の方に資料の1と併せて修正整理表の方も併せて配布してございますので、比較しながらご覧頂けるかと思っております。

まずはじめに、保全地域（案）の1ページでございますが、上から7行目のところに前回、希少種のカジカカエル というふうに明記してございましたが、これにつきましては希少種でないということから、カジカカエル、アンダーラインを引いてございますけれども、こちらの方に修正してございます。

続きまして2ページをお開きください。2ページの方の今回の保全地域（案）の方の内容でございますが、森林の部分の、お読みしますが、下記の林班に含まれる、アンダーラインの、「水土保持林」、「森と人との共生林」及び一部「資源の循環利用林」、とございまして、今回の変更による3031、3032林班の追加によりまして、その部分の一部資源の循環利用林が含まれていることから、この部分を追記しました。

また、下の方の北追良瀬山国有林については、先程のご説明にありました通り、地域を一部変更増と致しましたので、この部分が追記してございます。

次に資料の3ページをご覧ください。資料の3ページは、保全地域（案）が変更して増となりましたので、この部分が、ちょっと網書きになっている部分がございますが、この部分が変更として追記されています。また、併せて今回の資料-1の8ページの方の図面の位置についても、先程ご覧頂けたかと思っておりますが、オサナメ沢の部分について図面の方が位置的に増というふうに図面の方も手直ししてございます。というこ

とになります。

次に、4ページをご覧ください。資料 - 1の4ページでございますが、下の方の、(2) 追良瀬川流域において指定する森林、の次の行ですけれども、アンダーラインのところに、主に というふうに追記してございます。この 主に を追記した理由でございますが、先程お話ししました保全地域(案)に、一部資源の循環利用林を含めたことから、ここでは「水土保持林」及び「森林と人との共生林」の2つの機能を明記していただきますので、ここで 主に という言葉を追記致しました。

次に5ページをお開き下さい。資料の5ページの方の上から3行目になりますが、の方に、アンダーラインを引いてございます で、流域において野生動植物の場として機能が強いブナなどを と明記してございます。前回は、上・中流域において野生動植物の場として というふうに明記したんですが、今回のオサナメ沢の森林のエリアを含めたことによって、上・中流域 というふうに限定しないで、流域的な観点の考え方からエリアを取りまして、流域的な明記ということで今回この 流域 という明記をしてございます。修正しました。

次に、6ページをお開き下さい。6ページの方ですが、イ、ウ、エ、オとありますが、上から4行目のところにアンダーラインで、松原地先の、あと以下省略しますが、区間ではカジカが確認されている というふうに明記してございます。このアンダーラインで カジカ になっていますが、前回は 希少種のカジカ になってございました。これにつきましては前回の審議会の委員より、追良瀬川のカジカは大卵型のカジカなので希少種ではないんじゃないか、というふうなご指摘がございまして、うちの方でも調べまして、希少種じゃないということから、希少種 を削除致しました。また、希少種ではないんですけれども、カジカがいるということで、この追良瀬川の清流は綺麗な水であるということが言えるということで、このまま カジカ というふうに明記して入れてございます。

以上が保全地域(案)の修正案の内容になります。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 に係る追良瀬川流域の保全計画(案)

事務局(鶴賀主幹) 次に引き続きまして、資料 - 2、追良瀬川流域保全計画(案)の修正版についてお話しします。

資料の2ページをお開き下さい。資料の2ページの真ん中のところに、保全地域の森林があります。先程、森林保全地域(案)の説明でもございましたが、オサナベ沢の森林のエリアを追記したことによる内容の修正があります。

1つ目が、主な「水土保持林」及び「森林と人との共生林」ということで、主な の明記です。また、先程のご説明と同じく、北追良瀬山国有林の 3031の内、3032の内 の森林のエリアを追加で編入したことによる修正になります。

次に3ページをご覧ください。3ページの位置図でございますが、保全地域(案)の

指定については、先程のご説明の通り、オサナメ沢の森林のエリアを追加編入したことによる修正の位置図ということになります。

次に、4ページをお開き下さい。4ページの「3. 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要」ですが、真ん中の方に記述してございますけれども、上から16行目になります。カジカやカジカカエルが というふうに下線を引いておられますが、これについては先程のご説明もありましたが、希少種のカジカやカジカカエル というふうに明記をしてございましたので、この希少種を削除し、カジカやカジカカエルに訂正しました。

次に、下の欄になりますけれども、4番目の保全地域(案)の土地利用、地域文化の概要のところの、だいたい真ん中になりますけれども、下から9行目のところに、

サクラマス のところに下線を引いてございます。前は、オサナメ沢では産卵床の整備が行われている というふうに明記してございましたが、このサクラマスの を追加で加入したことによる修正です。

次に5ページをお開き下さい。5ページのウ、真ん中の(2)、5番目の保全の方針とその他保全に関する基本的な事項の中の、(2)保全施策のウ、人との積極的な関わり合いの場や活用のところにアンダーラインを引いてございますが、ここの部分の方の明記が、関係機関と連携し、以下省略しますが、というふうに明記してございますが、前は、「白神山地世界自然遺産地域」周辺部や「広戸海岸」、「塩見崎海岸」などの深浦海岸一帯は、観光で訪れる人も多いことから、今後も積極的に活用を図るとともに というふうに、場所をだいたい限定した明記をしてございましたが、特定したエリアだけでの囲いの場合の活用と限定するのではなくて、保全地域全体の考え方にする方が合うのではないかということがありまして、こちらの方の部分を削除し修正してございます。

次に9ページをお開き下さい。9ページの「2. 森・川・海の主要な要素を保護するための事項」の(1)森林の区域のウ、エのところの下線のアンダーラインを引いてございます。この部分につきましては、ウにつきましては、前は白神山地の優れた自然環境 というふうな明記をしてございましたが、事務局で検討した結果、白神山地を削除しまして、追良瀬川の流域 というふうな観点の書き方にしました。修正してございます。

次に、エのところのアンダーラインを引いてございます。前回はここの部分については、白神山地世界自然遺産地域周辺等のエリアには観光客が多いことから というふうに明記しましたが、保全地域全体の考え方に修正するというので、ここの部分を削除した修正にしてございます。

次に、11ページをご覧ください。11ページの方の一番上の方の「カ. 持続可能な森づくり」のところに、以下4行に渡ってアンダーラインを引いてございます。前は、国有林、民有林区分ごとの施業的な記述内容を明記していたんですが、これを、民、国、区分することなく一体的な施業内容に修正するというので、4行目、前回の十和田の方の奥入瀬川流域に準じているんですが、内容を修正して、一体的な間伐

の保育施業、あるいは広葉樹の植栽、複層林等の多様な森林造成を図るという内容と、あるいは広葉樹の施業、及びそういったものの適切な施業を行うことによる長期的な機能を発揮する森づくりに取り組む、というような内容に改めております。

次に一番下の方の「サ・森・川・海の自然とのふれあいの場の確保」がありまして、その中の一番下の行になるんですが、（ウ）誰もが海辺に近づき、身近に自然とふれあえることができる施設整備を推進する のところにアンダーラインを大きく引いてございます。前は 誰もが利用しやすく、海とふれあえるように、水際線への向上を図る というふうな明記をしてございました。また、前回の場合、アクセスというカタカナの表記もしてまして、この分を削除したということで、若干意味が分かりづらいたいということがありまして、今回アンダーラインのところに書いてございますけれども、海辺に近づき、身近に自然とふれあえることができる施設整備を推進するというふうにあらためて修正しました。

以上が保全計画（案）の修正の内容になります。以上で説明を終わります。

審 議

佐々木議長 以上で全部ですか、今のですね。はい。

追良瀬川流域意見交換会、これは前回の審議会で表にして下さいということでしたので、1回目、2回目、質問及び意見等、その時どういうふうに答えたかというのが、前は文書になかったんですけども、文書にして資料として出ています。

これはこのままでいいですね。説明はいいですね。27項目まであります。一通り見て頂ければ。よろしく申し上げます。

それでは、事務局の説明にあったように、一回目に出た委員からの意見に対応して、どこをどういうふうに変えたのか、あるいはどういうふう考えた結果、そのままだったということ、それから、もう一回計画（案）、それから地域（案）の、とくに計画（案）の方ですけども、文書を事務局の方で見直した結果、分かりやすい表現にしましたということです。

それでは、ご意見、お願いします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

清野委員 保全計画（案）の中で最後の方にご説明がありました、川や海へのアクセスの話です。確かにですね、アクセスの確保という言い方をよく親水性の時には使うんですが、その言葉というのが、どうしてもカタカナ言葉で分かりにくいというのがあるかと思うんですね。で、一方ですね、今回、川も海も含めて、施設整備を推進するというふうな書き方にすると、若干ニュアンスが変わってきまして、こういう書き方をすると、階段をつくるとかですね、わりと大きめの構造物を造ることに結果的になってしまうことがあります。

これはですね、施設という言葉はどういう風に解釈するかなんですけれども、海岸保全施設と共用のものにしたりとかですね、あと、環境整備の中で施設と言った時に、そこを上手く考えないとですね、その整備したところだけが不自然になってしまう

て、せっかく保全をした場所なのに、雰囲気が変わっちゃったりとか、そういうことがあると思うんですね。だからこの言葉は、アクセスの確保と言う時は、もうちょっとソフト政策とか、あるいは施設をそんなに、ハードを整備する中心じゃないようなニュアンスがあったところが、かえって消えてしまったので、上手く何とかならないでしょうか、ということなんです。

で、代案としては、施設と言う言葉をわざわざ入れなくて、整備を推進するというだけでもいいのかなと思います。

これは、整備と言う時に色んなタイプの整備があって、例えば、つまずきそうなデコボコがあったら、そこは石を除けるとかですね、あるいは草刈りを頻繁に行なう。それから、アクセスがしにくいような通り道というのがあるとしたら、そういうところを地主さんに交渉してですね、何とか通して頂くとか、色んなソフト的な政策も含まれますので、何となくハード偏重な言い方に聞こえるところを若干弱めて頂いたらどうかと思います。

以上、意見です。

佐々木議長 11 ページの一番最後の一歩下の行ですね。

清野委員 ええ、11 ページのところの一番下ですね。森・川・海の自然とふれあいの場の確保ということで、(イ)と(ウ)のところ両方とも施設整備の推進というふうになってしまうので、その両方から施設という言葉は抜いて、整備を推進するというので、ソフトとハードの両方に対応するという事かと思います。以上です。

佐々木議長 (イ)の中にあるのも取った方がいいということですか。

清野委員 そうするとですね、確かに、川と海で川の方が施設となっていて、下の海の方が施設というのを抜いちゃうと、ちょっと不揃いかなというふうに思います。

既にですね、県内の河川とか海岸で、ちょっとやり過ぎかな、と言うこの手の施設整備があってですね、景観とか自然の両面からもうちょっとその、ふるさとの景観に近いような工夫が必要な所が幾つもあるかと思っていますので、そこも含めて、理念と文章を上手く両立させられるようなことが出来ればと思います。

大坂委員 私も今の意見に大変賛成で、今ここが一番引っ掛かっていたところなんですけれども。施設というとか何かどんと建っていて、いつも行ってみると違和感を感じるというのがとても多いので、そう言うのじゃなくて、自然のままで、本当に今おっしゃったように、細かいところがちょっと直った程度だったらいいんじゃないかなと思ったんですけれども。だからこの施設整備を、一番やっぱり、どんときました。

佐々木議長 身近に自然にふれること、が、かな。の、かな。の、が、できる整備を推進する。できるような整備を推進する。どっちがいいですか。はい。

角本委員 先般欠席したものですから、皆さんの議論の中でこれが出て来たものだろうと思っていたんですが、ただ、本当に最後、ビックリしました。

で、誰もがということであれば、やっぱり過剰整備の可能性は絶えずつきまといて来るんだろうと思うんですね。だから、この流域条例の精神というのは何だったのかということだろうと思うんですね。森と川と海の保全。そして、その理念に沿っ

た必要最小限の手を加えることによる再生というふう考えた方が、そういう考え方を誘導していかなければならないんだと思うんですね。

だから、どうなんだろう。誰もがというところが、一見して聞こえはいいんですけども、これから例えばこれが確定していった段階です、こういう審議の中での議論を継承出来なかった場合、本当の過剰設備、施設設置になりかねないので、この辺りの（イ）、（ウ）の部分に関しての表現上の知恵というものは必要なんだろうなと本当に思いますね。まあ、皆さんを近づけたいというのは分かるんだけど、どうなんだろう。

佐々木議長 はい、じゃあですね、ここの（イ）と（ウ）のところの、身近に自然にふれることのできるような整備を推進する、という風にしたらいかがですか。が、だろうか。どっちがいいですか。ただ できる整備をする か。はい。

清野委員 今、角本委員のご発言も含めてですね、本当にこういう言葉にふさわしい、こういう保全地域にふさわしいような施設の設計とかですね、計画が、県内で上手く進めて行けるようにですね、従来の親水性で、誰もが近づけるはずで作ったものが、逆に危険になってしまう施設があったりとか、景観を壊すものがあったりしたものですから、敢えてここの中です、保全地域にふさわしい整備を推進、とかですね、保全地域というのにやっぱり注意しながら、材料とか形を考えていくような、そういう理念も入れて頂いた方が、これが一人歩きした時に色々考えて頂く機会が増えるんじゃないかと思います。

それから、誰もが安全に川や海に近づき、ということなんです、こういうもの、仮に考えて、バリアフリービーチとかバリアフリーリバーとかにするとですね、実際にその作りたての時には車椅子で下りられたり、水辺に近づけるようで、水辺ではだいたい施設の維持というのが難しくなるので、気持としてはこういうので誰もがというのは大事なことなんです、かえって車椅子で下りて立ち往生してしまうとかですね、子供や足の悪い方がふれようとしてスッテンコロリンと転んでしまうということがあるのが現状です。

これの考え方としては、現在、河川とか海岸で、この手の親水施設がかえって危険に人を晒すということの見直しが行われているので、そこがきちんと情報が入って、技術的にも全う出来るようにするにはですね、少しここの文言を調整して、いま角本委員や大坂委員がおっしゃられたことも含めて、検討して頂けたらと思っています。

佐々木議長 はい。この保全計画で言っているところは、保全地域で指定していない流域全体を視野に入れた計画でもあるんですね。ですよね。

事務局 はい。

佐々木議長 （エ）を入れるか。（エ）として、施設整備に当たっては保全地域にふさわしいものとするとか。あるいはデザイン、計画、あまり入れると、かえっておかしくなるか。

取り敢えずここ、（イ）と（ウ）は、できるような が入った方がいいかもしれないけれども、できる整備を推進するとして、（エ）として、施設整備推進に当たって

は保全地域にふさわしいものとする、というふうに入れてみます。ということで宜しいでしょうか。

事務局の今まで考えていたものとも、今の点ではいいですね。

事務局 はい。

佐々木議長 じゃあ、そういう風にここはします。他にご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

清野委員 先程ご説明の中でですね、地域住民の取り組みということで、既存の活動をされている団体があるかとか、そう言うところが、要するに見える形での保全に対する活動があるかどうかというのが一つの価値基準というようなご説明があったかと思えます。

これの中で、今後のこともあると思うんですけども、集団の活動ではなくても、個人としてそういった県民がおられる場合もあるんじゃないかと思うんですね。NPOとか、何とかの会というような組織されてなくてもですね、事実上その地域の自治会の方が、様々な保全活動に当たるものを実施していて、それはあまりに地元でも県内でも当たり前過ぎて、保全の目立った活動に見えない様なものもあるんじゃないかと思えます。

ですから、今回の指定の中でですね、高齢化によって自分の持っている、自分の地域の山を自分たちの手では出来なくて、外の人をお願いしている事例なんかもあるかと思うんですけども、そういうものをあまり切り捨てないでというか、体力的にとか人数的に出来ないものがあったとしてもですね、何らかの思いとか、あるいは習慣があれば、出来るだけそう言うものを汲み取るようにして頂けたらいいかなと思えました。

今回どうしても、地域住民が主体的に取り組んでいないというところが一つの理由として落ちちゃっている地域というのがあると思うので、その保全活動の意味合いをですね、もうちょっと広げることもあるんじゃないかと思えます。

これは森についてもそうでしょうし、漁業者の方がですね、色んな磯周りを見守ったりとか、家族や地元の人に色々情報を伝えたりというのも、大きな意味で言えば保全活動ですし、田んぼやそういう所を管理してですね、その水がきちんと湛えられているように、生物がいられるようにして頂いているような活動もあるかと思えます。

こういうものは必ずしも団体を作っていると言う訳ではなくてですね、いわゆる、もともと環境守人みたいな方がおられて、個人でやっていて、地域が見守っているという仕組みもあるかと思えますので、今回すぐということではないんですけども、是非そういう伝統的に元々あるような保全活動の見方というのも、事務局、あるいは県庁の内部、あるいは関係各課でも議論して頂けたらなというふうに思います。以上、ご意見です。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。少しずつ良くなるとは思いますが、一気にはなかなか上手く行かないのかもしれないかもしれません。まだ、県民の。はい、どうぞ。

附田委員 今の清野委員のこと、私はこの10ページのですね、エ、これにもう書

き込まれていると思ひまして、それを具体的にどうやるかが記述されていないだけの話だと思ひて、今後に期待。地域住民との連携や役割分担について取り組む という、ある程度抽象的かな、ということですから、今の清野委員の意見をもっと具体的に書けと言うことでもいいですし、それから、実行に当たってもっと積極的にやれというふうにも両方聞こえてますね、いずれにしる実施のことだなと聞こえて、その通りだなと思ひました。

佐々木議長 実際これをここで決めて、今度この条例に基づいて追良瀬川も実施して行くんですけれども、地域(案)、地域を指定して計画通りの。ただ、その時に色々委員の皆さんが思っている森・川・海の条例の持って行き方と、実際に持って行かなきゃいけないな、というところの現場サイドとのですね、まだズレが多少あるんですよね。だいぶ埋まってきましたけれども。そういう点は少しずつ改善されているので、その都度ご指摘して頂ければと思ひます。

ご意見ございませんでしょうか。今日欠席されている委員から意見も出ているんですけれども。なければそちらの方を。

特別にないでしょうか。今まででのことについて事務局の方から何かありますか。別にないですね。

事務局(奈良岡総括主幹) はい、今のところ特にないです。

佐々木議長 今日2名の方が欠席しています。東委員から事務局宛てでメールがありまして、先程私の手許に届きましたので、東先生の意見を説明します。メールですので宛名がありまして、その次、本文があります。

「残念ながら、今回は欠席させて頂きます。先日ご説明頂いた案に関する意見です。保全地域が広がったことは評価出来る。しかしながら、白神山地域を含めなかったことに関しては、依然として疑問が残る。優れた自然環境を有するエリアを敢えて外す理由はないように考えている。法律的にも問題はないと聞いている。審議会で十分審議して頂きたい」というものです。

依然として対立したままです。今までは大体寄り合って、お互いにいいでしょうと言うことになってまとまってきています。ここだけはどうも。

指定したという意味は大きいですよ、というのがこの委員会の意見ですけれども、実際の現場サイド、県の林政課ですけれども、指定して何もしないなら、指定しなくてもいいのではないかという考え方なんです。白神山地エリアを指定地域から外した他の理由は、先程事務局から説明があったように、ここは世界遺産になっている。ここは多分3つの法律が重なっています。そういう意味で、敢えて指定しなくても、ここは白神山地世界遺産として自然が残される所にあるんです、という理由なんです。

大坂委員 私は今のままでいいんじゃないかと思ひたんですけれども。説明して頂いた時に私は、世界遺産に指定したものを無理にこちらが割り込んで、またもう一回網を掛けなくてもいいんじゃないかなと思ひたんですけれども。

附田委員 前回のこの委員会でもちょっと出たんですね。でも、まとめないままに

別のテーマがらみだったものですから、そっちの方に進んだものですから、うやむやと言っちゃおかしいんですけども、あったんですが。

私は結論的には事務局案でよろしいと思います。ただ、森と川と海を繋ぐということになりますと、水源地からずっと海までと言うことになれば、黙ってそこを除くというのも何か片手落ちだなと。ひと言あってしかるべきということで、結論的に言えば、どこかに一体感のある表現で、そっちも大切なんだけども、よくそのところは調整してやる という様な意味合いのことをどこかに書けないかな、と言うのが結論です。

で、これでいいんだということの私の、色んなことを申し上げますけれども、それで事務局でさっき説明の中でたくさんありましたけれども、それ以外にですね、私はいま大坂委員も言いましたように、一般的に屋上屋を重ねるとするのは、かえって上手くないんじゃないかなという感じが一つあります。

それからもう一つは、今の段階でこれをやるのは非常に難しいですね。多分取り上げる河川というのは、赤石川だったり、笹内川だったり、岩木川だったり、その河川の状況はみんな異なるわけです。ですから、今ここで、その所まで先取りして整理するにはとても無理があってですね、混同してしまう。ですから、ここはやっぱり任せるところは任せるべきじゃないかと。ここはいつか最初のケースですから。そういう気持ちもあります。

それから具体的なことを言いましても、白神山地というのは、この条例に基づく守人、守る方々、同じような役割が向こうの方で監視制度が幾つかあるんですよ。で、結構きっちりやって、そっちの方でも会合を持ったりして色々やっているということなので、さらに今度の我々の網を被せたとすると、その関係はどうなるんだろうかという煩雑さも出て来ます。

それから、そもそも根本的にはこの条例というのは、保全と創造、保全と言いますのは、厳密に言いますと保護とは違うわけで、多少積極的な介入もあるとすれば、なおまた創造というのは人工的なものが入る。ところが一方、世界遺産というのは完全なる保護なんですね。まったく自然のそれに委ねるということになれば、似ているようで自然の景観であるとか、そういった生態系の大切さという意味で、一緒のよういて条例とはかなり違う、かなり厳密なものがあると。ですから、取り込みには少しナーバスになる必要があるんじゃないかなという危機感もございます。

そんな訳でですね、総合的に言いますと、やっぱり世界遺産の方はそちらの方で任せて、任せると言いますか、きっちり管理しているという状況を踏まえてですね、私どもはここを守備範囲にします、というようなことを汲み取れるような表現をどこかにしてですね、私は事務局案でいいのではないかなという気が致します。

佐々木議長 はい、どうもありがとうございます。

この保全地域(案)の3ページ、ちょっと開いて、今、附田委員から、この追良瀬川だけまず単独に見ましようかということについてです。この3ページを見ますと、緑っぽい流域、これがここに2河川あるのかな。笹内川と、深浦の町の方に流れるの

と2つ、県管理の川だと思えます。ここにも白神山地が引っ掛かっています。それから、上の方は岩木川の流域ですね。ここも白神山地に掛かってきています。それから鱒ヶ沢の方かな。これも引っ掛かってきていますね。

まずここは関係なく、まず追良瀬川だけ見ていきましょうということです。他の流域の時、東先生に頑張ってもらいますか。ちょっと今、決着つくまでやると大変でしょうから、今日決めたいので、よろしく願います。何かいい案ありますか。はい。

清野委員 ちょっと文案を私が思い浮かんでいる訳ではないんですが、いまご意見頂いた内容をちょっと文章の中に入れてですね、きちんと白神山地に関しては保護というような形で位置付けられているので、それと連動、繋がって、流域全体としては上流の方は保護ということで任せていって、一方で条例の範囲で下流までというか、海までを引き受けて、全体として一体化して追良瀬川の流域全体の視野は持っているんだという意味をですね、何か1、2行の文章に入れて頂いた方がいいのかなという気がします。

そうじゃないと、何か分担してというふうに見える部分もありますけれども、逆に県としては、あまりそういうふうの世界遺産というレベルになっちゃうと、立ち入れなくなっちゃうというふうに、あまり地元の流域というところから離れた存在で浮いちゃうという様な、良くない見方も出来ちゃうと思うので、そうではなくて、いい意味で分担して、上流はまた別の枠組みでやって頂いて、下流はこの条例できちんとやって、全体として流域保全に取り組みますということで、どなたか文章が出来る方ですね、作って頂いたらいいのかなと思っています。以上です。

角本委員 附田さん、清野委員から今、話がありましたけれども、これ、文言だろうと思えますね。現実には、今回のケースの場合は先行で世界自然遺産というのがありまますけれども、現実には今、例えば各省庁の方からもですね、先般会議があった恐山生態系保護地域の拡大案とか、おそらくどれだけ拡大するかはっきりまだ審議していませんが、大畑川流域に被さってくる可能性が出てくると。要は、屋上屋を重ねるというふうには考えないですね、流域条例の精神に則ったですね、流域一体的なものの考え方をします。だから、今回の指定はこういう形で、清野委員が仰ったようにですね、状況を、文言をきちんと書き込んだ上で、現在の指定地を確定したんですよ、という事をはっきりさせた方が、県の精神というか、青森県民の精神というものを、やっぱり明確にこれに注入することが出来るんじゃないかなと思いますので、指定拡大等をごり押しするというものの考え方という風に捉えないで、むしろその精神を生かしていくという文言を1、2行でもいいですから、何か知恵を絞って頂ければと思います。

また、この中にですね、修正案の中の文言にはその考え方がちゃんとあるということです。例えば、「流域全体として考えてこういう文言に修正しました」というのが各所にありますよね。ですから、流域全体として考えているんだよ、ということを明確にどっかできちっと入れれば、この部分に関しては、ある程度委員の皆さん方も了

承して頂けるのではないかという気がしております。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。

大坂委員 この白神山地のことは、私は実は一番最初に県庁から蹴っ飛ばされた時から参加している者なんです。ですから、それからのずーっと20年のこの経緯を知っていますので、それだけに白神山地への思いというのは人一倍なんです。

佐々木議長 はい、どうぞ。

附田委員 蛇足的なんですけれども、白神山地の管理計画を県で見直すやにですね、報道等しています。で、どうなるか分かりませんが、仮りに今、私共がこっちの方まで書き込んでというか、条例に組み入れたとしますと、そちらの方の手枷足枷になる恐れもなきにしもあらずということですね。そういうことも考えますと、やっぱりそっちの方が大切だろうからということで、フリーハンドにしておいた方が私は得策ではないのかなと思ったりもしております。ですから、原案通りと言うことで。

佐々木議長 地域のところはね。それでは今、清野先生、それから角本委員から出た意見を取り入れて、1、2行位、どこかに入れることにします。箇所及び文章については、最後に決めたいと思います。他にございませんでしょうか。

田村委員 環境守人のことでお聞きしたいと思います。保全計画(案)の10ページの(4)のウに、環境守人による支援ということで書かれています。で、私は基本方針だったか最初の頃ですね、環境守人というのが巡視活動を中心かな、というふうに理解していたんですけれども、ここで広がっているのも、これはとてもいいことだなと思います。環境守人の方がただ単独で巡視をすると言うよりも、彼らを中心に地域の保全活動が新たに広がっていけば、それが条例の「創造」部分につながると思います。これは最初から入っていましたか。

事務局(鶴賀主幹) 今の10ページの環境守人の支援については、大畑の保全計画の時から一応この部分の文章は入れてございます。

田村委員 そうでしたか、はい、分かりました。保全地域指定後は、環境守人の活動が大きな役割を果たし、重要になると思います。では、ついでにですね、大畑はもう実際に活動なさっていると思うんですけれども、大畑ではどのような活動がされているのかなというのを、もし把握されているのなら教えて下さい。

佐々木議長 じゃあ、お願いします。

事務局(奈良岡総括主幹) 事務局の奈良岡です。大畑の分について詳細に渡ってではないんですが、役場さんとか、それから団体さん、角本委員の方が非常に詳しいと思うんですが、木野部海岸、それから、ちぢり浜の方の海岸の清掃。それから、河川の方の外来種の抜き取りとか、そういうのを河川の清掃も含めてですね、毎年、年によって回数は違うと思いますけれども、去年も私、新聞に出ていたのも見ましたし、役場の課長さんからも、毎年やっていますよ、と聞いています。

佐々木議長 はい、じゃあ、補足説明をよろしくお願いします。

角本委員 環境守人はすごく精力的に最初から二人です。決められた報告の時があるようですが、そんなもんでなく、殆どもう全般に渡っての活動しております。

そして大切なのは、その活動の中ですね、地域のグループにその情報が還流しているということがすごく重要だったろうと思います。その一つ一つの発見もそうなんです、単に環境守人が県に報告を出すだけではなくして、地域住民にその情報を出していくという状況がずっと続いておりますので、その辺りでは先行事例としてもある程度参考になるのではないかと思います。

それから、単に飛来した鳥がどうしたこうしただけではなくして、詳細な日記も付けている気配ですが、その辺りも含めて、やはり全体として、こういう審議会に反映していく状況があればいいかなと思います。

実は私、今日で最後になります。公募委員と言うことですので、今日が最後になりますが、この今日の式次第を見てもそうなんですけれども、今の田村委員の話は、聞かなければおそらくこの式次第には載らないだろうと思いますので、今後、先行事例がどうなっているのか。そしてどういう改善手法があるのか。そして現状、こういう審議会で行われた議論がですね、1号指定地、2号指定地にどうフィードバックしていくのか。この辺りを短い時間でいいですので、最後の段階に入れて頂いた方が、指定して終わりということにはならない、もっと生きた条例にしていける可能性が出てくるだろうと思いますので、それをお願いしたいと思います。

とりわけ第1号指定地の大畑川流域の部分に関しては、大畑川流域会員も含めてですね、随分以前の段階で、五戸川の流域一体指定を受けた形で中間漁港部分が外されておりますけれども、その部分の流域一帯指定をフィードバックして頂きたいというやつは、流域会議でももう共通の意識として決められているわけですが、ただ、残念ながら行政サイドとして、修正の場合はどういう手続きを踏んで、そしてこの審議会に上がってこれるのかと。

これは五戸川でも知見が積み上げられた段階ですね、あるいは五戸川、あるいは大畑川流域の人達の様々な流域に対する活動の中から、新たな提案が出てくる可能性が出てくるわけですね。その辺りもこの審議会においてですね、光を当てて頂いて、次回の審議会に反映されると同時に、審議会の熟成した議論を1号指定地、2号指定地にフィードバックしていく。そのダイナミズムをぜひ審議会の中に織り込んで頂ければ、地域も励みにもなると思いますので、その点をぜひ勘案して頂ければなと思います。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。そのようにしたいと思います。

環境守人が本当にいいなと思ったのはですね、去年8月に大畑川の源流を決めようということで入ることになったんですよ。そしたら、よく山を知っている人が体調を悪くして入れなくなって、それで急遽、環境守人さんに前面に立って案内して貰うことにしたんです。本当に良く知っていました。歩きながら、ここはこう、あちらはこうと色々なことを説明してくれました。あっ、これは本当にいい制度だなと思いました。二人おられるということです。

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

清野委員 今の環境守人についての補足といたしますか、当初想定されていた活動以

上にですね、実際に大畑で参加して下さった方々の活動があるので、若干、先程の角本さんのご発言に補足してと思います。

実はですね、そういう形で地域ですっと自然を見守っておられる方がおられると、弘前大学の学生さんがですね、卒論で磯を研究したいとか、地域の自然を研究したいとか言う時にですね、そういう方に研究支援を受けて卒論を書き上げられました。

これはですね、今まで環境学習というと、わりと子供さんというか、そういうようなイメージがあったかと思うんですけども、今後ですね、青森の地域の自然を研究するというような大学生の方だとか、そういう方の支援というような新しい役割というのにも担われることになるかと思います。

これの特徴はですね、従来、大学の研究でどこかのフィールドに入る時に、臨海実験所とか割と大学の施設にお世話になって、ある意味で大学の世界の中で学生さんを育てることが完結していた事が多かったんです。ところがですね、環境守人なり、あるいは角本さんみたいな地域のことをよく知っていらっしゃる方が学生さんを育てて下さるとですね、その目標の磯の生態系だけではなくて、どういう暮らしがその地域にあるのかだとか、色々な季節ごとに生物学的な知識を持ってですね、山菜だとか海藻だとか、熊との関係とかですね、色んな、もうちょっと広い視野を持った学生さんを育てるということが可能になるんじゃないかと思います。

これはまだ始まったばかりですけども、学生さんをやっぱり広い視野で大学が育てていく時に、こういった地域の方で、ある意味でそういう生物学なり環境に知識を持った方がおられると、随分と助けになるかと思います。ですから、ぜひ、今後指定されるような方々においてもですね、お願いできればと思っています。白神山地は既にそういう方々が多くおられて、全国の大学生が長期とか短期とかでお世話になっていると伺っておりますけれども、県内でやっぱり色々な自然がありますので、地域ごとにですね、ぜひ若い人を、そういう県のふるさとらしさを伝えて頂けるような役割も、こういう方に担って頂けたらなと思っていますし、そういうのも、県として何らかの支援を続けて頂けたらと思います。以上です。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。

他にご意見ございますか。それでは、奥村さんに今までの経過を休憩中に説明しますので、休憩後に何かご意見ございましたらお願いします。では10分間休憩を取りたいと思います。

(休 憩)

佐々木議長 それでは、時間が来ましたので審議を再開したいと思います。よろしいでしょうか。

休憩中に遅れて来た奥村委員に説明するという事であったんですけども、半分までしか説明できなかった。一応、今までの流れについてもう一度確認していきます。

計画(案)の資料の2ですけども、ページでは11ページです。ここの最後の(イ)と(ウ)、最後が(ウ)になっていますけれども、施設を取り、できる整備を推進する というふうにします。この施設を取ったのは、ハード面、ソフト面を含めての整備ということです。

それから(エ)として、今度は施設についてです。施設整備に当たって保全地域にふさわしいものにする というのを入れることにしました。

それから、東委員から出た意見を上手く吸収しましょうということで、皆さんにお力を借りた結果、この追良瀬川流域については、他の流域とはまず先に審議して決めてしまいたいということ。どこかに上流の源流域は、世界遺産として保護されるところ であり、そして その下流域は県条例を持って保全創造、積極的に図っていくところ であり有機的に結びつける、そういう考え方を文章に入れるということにしました。

それで、入れる場所も今、休憩中に決めましたので、今、事務局の方から説明して頂きます。よろしいでしょうか。もう少し後にしますか、大丈夫ですね。

事務局(奈良岡総括主幹) さっきの11ページの施設整備の施設を取るやつと、(ア)(イ)(ウ)の後に(エ)として付け加える、施設の整備に当たっては保全地域にふさわしいものとする というところはいいんですよね。

佐々木議長 はい。

事務局(奈良岡総括主幹) そうしましたら、5ページの大きい題目、「5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項」の(1)のですね、一番最後の方に尚書きで、追良瀬川流域に含まれる白神山地世界自然遺産地域については、自然保護を目的としているので、当条例の保全地域・・・。

言葉の使い方をどうするかと考えていたんですけども、趣旨はそういうのをここに付け加える形になると思うんですけども。

佐々木議長 あと、清野先生が言ったのは、残った地域は県条例の精神を生かして保全創造を図る ということですね。これを入れると。

もう少し完全な文章にしたのを最後にお披露目してもらいます。ここに今の文章を入れるということにします。はい、どうぞ。

八木橋河川砂防課長 いま事務局の方で、若干また直すと思いますけれども、今の文章なんですけど、5ページの一番下に入れるところの文章を私なりに書いてみたんですけど。

当流域に含まれる白神山地世界自然遺産地域については、保護することを主体としており、本条例によるより積極的に自然保護がなされることから、この区域は除くも

のとし、その下流については県条例の精神を生かし積極的に保全する というふうな文章でどうかと思っていましたけれども。あと、ちょっと若干、てにおは、を直すようにして。あとは委員長に後で見えて貰うということで。

佐々木議長 はい、ありがとうございました。それでは保全地域（案）、それから保全計画（案）について審議を進めていきます。ご意見ございましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。はい。

それでは、この保全地域（案）と、2番目の保全計画（案）、正確に言えば「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に係る追良瀬川流域の保全地域（案）ならびに保全計画（案）です。これについては、この審議委員会で、今日、先ほどの2箇所の修正追加を含めて、修正したということでもいいという事にしたいと思います。よろしいですね。はい、ありがとうございました。

それから先ほど角本委員から出た意見ですが、前に決まっている流域のその後の経過について、委員会で決まったことがそのまま実施されるかどうか等を含めて報告して下さいとのことでしたので、それを機会ある度に審議会で、その他で報告していきたいと思ひます。ありがとうございました。

時間が早いんですけども、何か全般的にございますか。なければ終わりたいと思ひます。よろしいでしょうか。

角本委員、本当に2年間、ありがとうございました。

事務局の方、よろしいですね。今回の案件は全部決まりました。よろしいですね。

じゃあ、進行は事務局の方にお返しします。

閉 会

司会（相馬主幹） ありがとうございました。本日は議事進行にご協力頂き、感謝申し上げます。ここで、事務局の方から連絡事項がございます。

事務局（奈良岡総括主幹） 連絡事項と言いますか、五戸川流域の保全地域の指定について、うちの奥川次長の方の挨拶の中にありましたけれども、平成18年3月1日に保全地域の指定告示と保全計画の公表、やっと2番目ですけども、去年の7月の審議会の後、色々手続きに時間がかかって、ちょっと日数がかかり過ぎた感がありますけれども。

それで、新聞記事にちょっと大きく出ていましたので、参考までに皆さんに配布しましたけれども。デーリー東北さんの記事です。3月中旬に五戸川流域についても、ふるさと環境守人2名を委嘱致しました。

あと、去年の7月の審議会の時に、五戸川と一緒に保全地域（案）がかかった十和田湖を含んだ奥入瀬川ですけども、間もなくなんですけども、今、管理者等の意見照会、それから公告縦覧の書類の準備作業中で、もうちょっとで先に進められると思ひます。

それから、先ほど角本さんからご挨拶がありましたけれども、審議会の委員の委嘱

については、公募枠の1名も含めて、4月15日以降、行革の関係で10名となりますので、4月からその手続きにかかりますので、よろしく申し上げます。連絡事項は以上です。

あと、付け加えて言えば、いま年度末ですので、4月以降といいますか、平成18年度ですけれども、地元での意見交換会を途中の河川流域もございませし、新井田川ですとか、高瀬川、それからその他の河川についても順次進めて行く予定にしております。

ただ、色々途中、管理者との事前協議とか時間がかかっていますし、春になれば現場も見に行きたいと思っていました。

以上です。ありがとうございました。

司会（相馬主幹） これをもちまして「第9回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会」を終了致します。皆様、ありがとうございました。